

まごころ

平成15年 11月1日 No.125
 〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6
 ☎ 0586-73-8707
 FAX 0586-73-8870

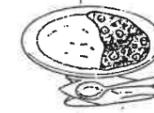
ご参加下さい！11月8日(土)午前10時～午後3時

『まごころふれあい祭り』開催

「まごころ」では、様々な方々とのふれあいの機会を作っていきたいと考えています。この度、当会ふれあい広場を利用して行われている「ミニデイサービス」「障害児童への絵画教室」「授産所立ち上げ準備のパン作り」の皆が一堂に会し、地域の皆様もお迎えし「ふれあい祭り」を開催します。多くの方々が行き交う機会につながれば幸いです。

ぜひ秋の一日をまごころふれあい広場でお楽しみ下さい！

- ・高齢者と障害児の絵画展
- ・高齢者の歌と合奏発表会
- ・模擬店／みたらし・おでん・カレー
フランクフルト・コーヒー・抹茶など
- ・手作りパンの販売／
授産所作りを目指す「うさぎのパン屋さん」



ふれあいタイム

みんなで歌って踊って奏でよう
 ビンゴゲーム(賞品多数用意)

場所・ふれあい広場まごころ
 一宮市文京1-4-6まごころ事務所1階

協力参加：キッズ絵画教室／うさぎのパン屋さん／貴船婦人の会

スケジュール

- ・10時～15時：高齢者と障害児童の絵画展
- ・10時～15時：模擬店
- ・11時～12時：まごころミニデイサービス
高齢者による歌と合奏
- ・13時～14時：皆で歌おう／踊ろう／奏でよう
- ・14時～15時：みんなでビンゴゲーム大会

雨天決行

委託講座報告

高齢者自立支援講座 楽しい受講風景でした

◆講座内容から

- ・自立について
高齢者とは、自分の年より十五歳上から高齢者と呼びます。(バーナード)
- ・リズムでリハビリ
音楽は心を豊にしました
- ・三岸節子美術館で絵画鑑賞
94年の生涯を激しく生きた画家三岸節子の絵から感動
- ・高齢者の太極拳
続けると10歳若くなる

十月八日、九日に行われた高齢者自立支援講座は、高齢者自立にふさわしく、終始穏やかな雰囲気の中で行われました。

■「高齢者の自立について」日本福祉大学の丹羽典彦教授は、「高齢社会といっても、介護が必要な方は十人に一人。自分が出来ないことも、他の手を借りて自立していくことが大事なことであり、そのために、自立には発想の転換が必要である。又《出来ること探し》を行ってほしい。高齢者の元気は、若者に希望を与えることを知って

おく必要がある」と話された。

■「音楽で生き生きと」の講座で鳥居先生は、心に響く歌や音、リズムで感動してほしいと、音楽にふれることを強調された。

■亡くなる直前まで筆を離さなかった三岸節子画伯。尾西市にある三岸節子美術館で猿渡先生に説明を受け、その美しく激しい絵を鑑賞。

■田中薫子先生の指導で、基本太極拳を学び、とてもいい汗をかきました。

◇元気に生きる普通の暮らしは、やはり、自分自身の手で作っていかないと感じました。

講演会予告

痴呆について考えます

元朝日新聞論説委員
 大阪大学大学院教授

「大熊由紀子さん講演会」

とき・平成15年12月6日(土)
 13時～15時
 ところ・一宮スポーツ文化センター3階小ホール

No.45 チェック介護保険・支援費

：介護サービスを支える人材をどう育てられるか：
 ◇子育てと介護の仕事

「小さな子供を一人おいて夕方のケアには出られない」小学校低学年のお子さんを持つ働くお母さんの最大の悩みです。学童保育を利用したとしても、保育園のような長い時間延長はありません。地域の子育て支援も夕方はやっていないところが多い。介護の仕事は他のパートより時給はいいのですが、一日の働ける時間がまちまちであり、効率はあまりよくないのです。従って、お金を払ってまで子供を見てもらう程の見合う給与にはなっていないのが実情です。しかし、介護で日常の生活を支える最も基本的なサービスである早朝夕方のケアはどうしても必要なケアであり、ヘルパーとしては当然クリアしていかなければなりません。

◇若い人材が必要な支援

この四月から始まった支援費制度利用では、障害を持つ児童の自立へ向けて、下校後の夕方に、児童の散歩や買い物、同行介助を希望されることが多くなりました。また、自立出来ない中学、高校生の入浴介助に至っては、この最たるものであり、夕方に集中しています。特に、高齢者介護ではなく、突然走りだしたり、思いもかけない力が必要だったり、知的障害児童へのケアでは、若い人材が必要とされており、これから介護を担っていく若い力を育てるために、事業所はどう対応していくのか大きな課題です。

◇よりよい介護の質に向けて

戦後のベビーブーム世代が六十五才以上になりきるのが二〇一五年。これに向けて、高齢者介護研究会がまとめた報告書の概要に、
 《優秀な人材の確保と育成、従業者としての要件化》をあげ、サービスの質の確保と向上を示しています。しかし、現実のヘルパー雇用環境は、殆ど登録制の出来高払いで、金銭的にも精神的にも身分保障が十分ではありません。それは、現在の介護報酬がそういう余裕を捻出させるものではなく、自立した生活やレベアアップが出来るような研修が十分行われ、安心して働けるような仕組みには難しいのが現状です。

国の大きな施策が、こうした環境下で働く多くの女性によって支えられています。しっかりと従業者の身分保障を行い、子育てを行いながら人が人を支える確かな仕事出来る仕組み作りがなければ、サービスの質と人材確保にはいきつかない。